

火光利用さば漁業の制限措置及び許可又は起業の認可 を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 火光利用さば漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 総トン数5トン以上100トン以下（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。）にあっては、総トン数5トン以上70トン以下）。ただし、平成3年度及び平成4年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数5トン以上150トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数5トン以上100トン以下）とする。
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 館山市洲崎灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	25隻
神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者	2隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	6隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月16日から10月15日まで